

継続

庁内関係各局部課長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
各附属機関の長

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丙刑企発第55号、丙生企発第55号  
丙組企発第51号、丙交企発第65号  
丙備企発第107号、丙外事発第51号

平成31年3月27日  
警察庁刑事局長  
警察庁生活安全局長  
警察庁交通局長  
警察庁警備局長

指名手配の取扱いについて(通達)

指名手配業務については、「指名手配の取扱いについて」(昭和37年2月1日付警察庁丙捜一発第3号、丙防発第5号、丙備発第7号)により実施してきたところであるが、このたび犯罪情報管理システムの第一次業務として電子計算組織による指名手配照会業務が全国的に実施されることになったのに伴い、指名手配の適正、効率的な運用を図るため、指名手配の取扱いを次のとおり改めることとしたから運用上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達「指名手配の取扱いについて」は、昭和49年10月1日をもって廃止する。

記

1 指名手配業務の所管

警視庁及び道府県警察(方面)本部(以下「府県警察本部」という。)の刑事部の捜査主務課のうち一つを手配主務課に指定し、指名手配業務を所管させること。

ただし、指名手配及び指名通報の登録照会に関する業務は、府県警察本部の照会センター(以下「照会センター」という。)において行うものとする。

2 指名手配の方法

指名手配及び指名通報は、警察電報によって行うこと。ただし、急速を要するときは、警察電報に先立って、有線電話により行うことができる。

2 指名手配の範囲

- (1) 指名手配は、原則として全国の都道府県警察(以下「府県警察」という。)に対して行うこと。ただし、特定の府県警察に対して指名手配した場合においては、その他の府県警察に対しては指名通報をもって補うものとする。
- (2) 指名通報は、全国の府県警察に対して行うこと。

4 指名手配の要領

指名手配及び指名通報の要領は、次のとおりとすること。

(1) 指名手配、指名通報を発する場合

ア 警察署は、他の府県警察に対して指名手配又は指名通報を行う必要があるときは、

手配主務課に対して要求すること。

イ 手配主務課は、指名手配又は指名通報を行う必要があるときは、手配先の府県警察本部手配主務課に対して行うとともに、照会センターに対し電子計算組織への登録を要求すること。

ウ 捜査主務課は、捜査上特に必要があり、前記ア、イによりがたいときは、直接手配先の府県警察本部捜査主務課に手配することができる。

エ 指名手配又は指名通報の内容に異動を生じた場合は、前記の要領に準じて異動の通報及び登録の要求を行うこと。

オ 手配主務課は、指名手配又は指名通報を行うに際し、必要と認めるときは、あらかじめ当該事件を主管する捜査主務課に対し、手配内容等を通知してその意見を求めること。

## (2) 指名手配、指名通報を受理した場合

手配主務課は、他の府県警察から指名手配又は指名通報及び異動通報を受理したときにおいて必要と認めるときは、当該事件を主管する捜査主務課と合議して所要の処理を行うこと。

## 5 手配解除

指名手配及び指名通報の解除の要領は次のとおりとすること。

(1) 警察署は、指名手配又は指名通報を解除する理由が生じたときは、直ちに手配主務課に対して解除の要求を行うこと。

(2) 手配主務課は、照会センターに対し手配解除の登録を要求すること。

この電子計算組織に対する手配解除の登録をもって、指名手配又は指名通報を解除したものとみなす。

## 6 資料の保管と対照

指名手配及び指名通報に関する資料の保管と対照の要領は、次のとおりとすること。

(1) 手配主務課は、指名手配書、指名通報書及びこれらに関する資料（以下「指名手配関係資料」という。）を保管整理すること。

(2) 照会センターは、警察署等から指名手配の有無の照会を受けたときは、警察庁の電子計算組織に送信し、その結果を回答すること。

指名手配に該当する旨の回答を得たときは、併せて手配主務課に通報すること。

(3) 手配主務課は、照会センターから前記の通報を受けたときは、保管整理している指名手配関係資料等により、手配種別、犯罪事実、逮捕状の有効期間等の確認を行い、照会者に通報すること。

(4) 手配主務課は、指名手配又は指名通報を解除したとき、若しくは照会センターから他府県警察の指名手配又は指名通報の解除の通報を受理したときは、保管中の指名手配関係資料を削除すること。

## 7 指名手配被疑者の身柄の取扱い

指名手配被疑者の身柄の取扱いに関する事務は、手配主務課において行うこと。ただし、身柄の取扱いに関し、調整上必要と認めるときは、捜査主務課と合議して行うこと。

## 8 指名手配取扱責任者

(1) 手配主務課に指名手配取扱責任者を置くこと。

- (2) 指名手配取扱責任者は、照会センターの責任者と常に緊密な連絡協調に努め、手配並びに照会業務の迅速的確な運用に配慮すること。
- (3) 指名手配取扱責任者は、次の事項に留意のうえ、指名手配事務の処理に当たること。
  - ア 警察署から要求を受けた指名手配を検討して手配資料の充実を図り、手配種別、方法及び範囲等の適正を期すること。
  - イ 指名手配発信簿を備えて、逮捕状の更新及び手配解除等の経過を明らかにし、手配手続の正確を期すること。
  - ウ 他の府県警察から受理した指名手配について、指名手配受理簿を備え、立回り見込み先に対する捜査、その他手配処理の状況を明らかにし、被疑者逮捕の実効を期すること。
  - エ 関係府県警察本部の指名手配取扱責任者と相互の緊密な連絡を保持し、手配業務の円滑を期すること。

## 9 準 用

この通達のうち、警察署に関する事項は、府県警察本部の所属に準用する。

## 10 その他

- (1) 照会センターにおける指名手配及び指名通報の登録、照会等に関する業務の実施要領は別に定める。
- (2) この通達に基づく指名手配の取扱いは、昭和49年10月1日から実施する。

### 【継続措置状況】

初回発出日：昭和49年9月12日

(有効期間：平成31年3月31日)